

第一三二回

参第一号

地方自治法の一部を改正する法律（案）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百四十条の次に次の一条を加える。

第百四十条の二 都道府県知事及び指定都市（第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下この条において同じ。）の市長は、引き続き三期（各期における在任が四年に満たない場合もこれを一期とし、指定都市の市長については同項の規定による指定前の在任に係る期を含む。）を超えて在任することができない。

前項の規定にかかわらず、第二百五十二条の十九第一項の規定による指定の際現に引き続き四期以上の期（各期における在任が四年に満たない場合もこれを一期とする。）にわたつて当該指定に係る市の市長の職に在る者については、その残任期間に限り引き続き在任することができる。

都道府県知事若しくは指定都市の市長の職の退職を申し出た者が当該退職の申立てがあつたことにより

告示された当該都道府県知事若しくは指定都市の市長の選挙において当選人となり引き続き在任することとなる場合又は公職選挙法第百九条第四号に規定する争訟の結果選挙が無効となつたことにより当選人でなくなつた者が当該争訟に係る同号の事由により行われた再選挙において当選人となり引き続き在任することとなる場合においては、当該退職の申立てに係る選挙又は当該再選挙の直前及び直後の期を併せて一期とみなして前二項の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(在任に関する経過措置)

- 2 この法律の施行の際現に引き続き四期以上の期（各期における在任が四年に満たない場合もこれを一期とし、指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下この項及び附則第五項において同じ。）の市長については同条第一項の規定による指定前の在任に係る期を含む。以下この項において同じ。）にわたって都道府県知事又は指定都市の市長の職に在る者及び附則第五項に規定

する選挙において当選人となり引き続き四期以上の期にわたって都道府県知事又は指定都市の市長の職に在ることとなる者については、この法律による改正後の地方自治法第百四十条の二第一項の規定にかかわらず、その残任期間又はその任期に限り引き続き在任することができる。

- 3 前項の場合におけるこの法律による改正後の地方自治法第百四十条の二第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは「地方自治法の一部を改正する法律（平成七年法律第 号）附則第二項」とする。

（公職選挙法の一部改正）

- 4 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十七条（重複立候補等の禁止）」を
「第八十七条（重複立候補等の禁止）
第八十七条の二（都道府県知事又は指定都市の長
の立候補制限）」に改める。

第六十八条第三項第二号中「第八十七条第一項若しくは第二項」の下に「、第八十七条の二（都道府県

知事又は指定都市の長の立候補制限))」を加える。

第八十六条の四第四項中「第八十七条第一項((重複立候補の禁止))」の下に「、第八十七条の二((都道府県知事又は指定都市の長の立候補制限))」を加え、同条第九項中「第八十七条第一項」の下に「、第八十七条の二」を加える。

第八十七条の次に次の一条を加える。

(都道府県知事又は指定都市の長の立候補制限)

第八十七条の二 地方自治法第百四十条の二((都道府県知事及び指定都市の長の在任制限))の規定により

都道府県知事又は指定都市の長として引き続き在任することができないこととなる者は、当該都道府県知事の選挙又は当該指定都市の長の選挙における候補者となることができない。

(公職選挙法の一部改正に伴う経過措置)

5 前項の規定による改正後の公職選挙法第八十七条の二の規定は、この法律の施行の日の前日までにその期日を告示された都道府県知事又は指定都市の長の選挙については適用しない。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

6 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表第六十八条第三項第二号の項中「第八十七条第一項若しくは第二項」の下に「、第八十七条の二((都道府県知事又は指定都市の長の立候補制限))」を加える。

理 由

同一の者が長く都道府県知事又は指定都市の市長の職に在ることに伴う弊害を防止し、地方自治の一層の進展に資するため、都道府県知事及び指定都市の市長の連続三期を超える在任を制限する制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。